

法務省刑事局参事官（または局付）が選定

執行命令書作成

法務省刑事局幹部チェック

法務大臣官房（政府）
法務省矯正局（拘置所所管）
法務省保護局（恩赦関係）
が、執行命令書を閲覧し、最終確定

法務大臣サイン

5日以内に執行

執行命令書の末尾には必ず「恩赦を与える余地はないものである」と記される

宅間（吉岡）守の執行の際（2004.9.14執行）には
法相に命令書案と判決文の資料等が届いたのは約1ヶ月前。
確定から1年強の異例執行の背景には
宅間自身が確定後半年以内の執行をしなければ
法務省を訴える姿勢があったため、早期執行となったらしい。

死刑執行後のステップ

- ・ 拘置所長が法務大臣あての「執行始末書」に署名押印
- ・ 拘置所のある市長あてに除籍手続き（東京拘置所なら葛飾区長）
- ・ 死亡報告書の作成
 - 死亡日時は死刑執行日、場所は拘置所所在地。
 - 最後に「右執行につき戸籍法第90条により報告します」と結ぶ
- ・ 執行に立ち会った医師が「死体検案書」を作成する
 - 「死亡したとき」の欄は執行日と絶命時間
 - 「ところとその種別」の欄は拘置所住所
 - 「直接死因」には窒息
 - 「原因」には刑死
 - 死因がはっきりしてるので解剖は行わない